

第 1 回 鳥取市同和対策審議会 会議録

1. 日時 : 平成 21 年 11 月 12 日 (木) 午後 1 時 30 分～3 時 20 分
2. 場所 : 鳥取市役所 4 階第 2 会議室
3. 出席者
委員 : 一盛真委員、池原範雄委員、池本道子委員、坂根政代委員、林田廸子委員、高橋淳委員、池沢知一委員、薛幸夫委員、松井満洲男委員、森田孝明委員、浅井隆夫委員、徳本秀雄委員、今度珠美委員
(欠席委員: 加賀田さゆり委員、田中佳代子委員)
事務局 : 人権政策監、人権推進課長、人権推進課長補佐、人権推進課主査、人権推進課係長、人権推進課主幹、人権推進課主任
4. 会議事項
 - ・ 委員委嘱
 - ・ 市長あいさつ
 - ・ 委員紹介
 - ・ 会長及び副会長選出
 - ・ 諮問
 - ・ 審議議題「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」の見直しについて

《市長あいさつ》

・ 事務局

それでは、林副市長が、この審議会の開会に当たりまして代理で一言ごあいさつ申し上げます。

・ 林副市長

本日は、委員の皆様にはお忙しい中、鳥取市同和対策審議会にご出席いただきありがとうございます。また、本市の同和行政の推進につきましては、平素よりご協力をたまり厚く感謝申し上げます。

本市では、平成 6 年に「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」を制定し、差別のない明るい人権尊重都市鳥取市の実現を目指して人権施策を推進してまいりました。同和行政につきましては、この条例に基づき鳥取市同和対策総合計画を順次策定し、同和対策事業に取り組んできたところです。

平成 19 年 6 月に計画期間を平成 22 年度までの 4 年間として策定した「第 4 次鳥取市同和対策総合計画 (H19～22)」では、「同和行政の今後のあり方について、特別対策は終了し、一般対策へ移行して取り組む」こと、また「同和行政をさまざまな人権問題

の解決を目指す総合的な施策で推進していく」こととし、現在この計画に基づき、各種施策を推進しているところです。

さらに、平成19年10月には、同和問題をはじめ本市が取り組むすべての人権施策についての基本的な考え方や方向性を示す「鳥取市人権施策基本方針」を策定し、さまざまな人権課題の解決に向けて、人権教育・人権啓発をはじめ各種の人権施策に取り組んでいるところです。

したがって、「第4次鳥取市同和対策総合計画（H19～22）」の計画期間終了後の同和行政につきましては、さまざまな人権分野の課題解決との連携・協調を図り、「鳥取市人権施策基本方針」「第9次鳥取市総合計画及び実施計画」に基づき、総合的かつ計画的に推進することが適切であると考えております。

このため、後ほど諮問をさせていただきますが、同和問題の解決を中心とした同和対策総合計画の策定や計画の審議機関である同和対策審議会の設置の根拠ともなっている現条例を見直しすることが必要であると考えております。さらに、近年の国際化、情報化、少子高齢化等社会情勢の変化とともに人権をめぐる状況も変化してきており、より幅広い人権課題に対応する包括的な条例とすることが必要であると考えます。

これからもあらゆる場面において、市民一人ひとりの人権が保障され、市民が心豊かにいきいきと暮らすことができる差別のない明るい社会の実現に向けた取り組みをしてまいりたいと考えております。

どうか委員の皆様には、これらの諸事情をご推察の上、条例の見直しについてご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

《会長及び副会長選出》

条例第9条第1項の規定に基づき、委員の互選により会長に池原範雄委員、副会長に池本道子委員を選出。

《諮問》

林副市長から池原会長へ諮問書を提出。

《審議》

・事務局

本日出席していただいております委員の皆様ですが、加賀田委員、田中委員がまだお見えになっていませんが、全15名のうち過半数の出席となっておりますので、当審議会が成立しますことをご報告させていただきます。

それでは、この後の進行は会長の方でお願いいたします。

～会長、副会長あいさつ～

・会長

まことに高いところからですが、一言ごあいさつさせていただきます。会長に選出されました池原でございます。なぜ私かと思いますが、歳のせいかなと思ってみたり、あるいは市民運動推進協議会のお世話をさせていただいている立場にありますので、そうしたことから、もっと市民運動として広げて頑張れという激励の意味かなと思ってみたりもしておりますが、なにはともあれしっかりと頑張っていきたい。皆さんのお知恵と力を借りながら職務の遂行にあたりますのでご協力よろしくお願いいたします。

・副会長

そうそうたる皆さんがいらっしゃる中で、なんで私にといった思いでございましたが、この会を通して条例について自分のこととして学習していきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

・会長

審議に入る前に、この審議会の運営に関することについて、委員のみなさまに確認をしたいと思えます。

まず、「会議の公開・非公開」につきまして、公開とすることについて委員の皆様にお諮りしたいと思えます。また、委員名簿、会議録(氏名は伏せたもの)につきましても、市のホームページ等に掲載することについて、あらかじめご承諾いただきますようお願いしたいと思えます。よろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

・会長

それでは、本審議会は公開とすることと決定させていただきます。

つづきまして、審議にうつりたいと思えます。

先ほど諮問がありました「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」の見直しについて、事務局より説明を求めます。

～事務局より資料の説明～

・会長

事務局より説明がありました。内容の全般についてのご意見・ご質問等をお願いします。

・A 委員

記録は録音していますか。これをどういう風におとしたかチェックさせていただけますか？

・事務局

会議録を作成してから確認させていただきます。また氏名は伏せます。

・A 委員

4 ページのあらゆる人権課題への取り組みを推進することというところで、3 行目に犯罪被害者やその家族などとありますが、鳥取市の現在の条例もすべての国民と限定されていることに問題があると思うが、人権を犯罪被害者やその家族に限定するというような形は、

もう一方で容疑者、刑の確定した加害者やその家族への配慮がされているのかどうか。などに含まれているかもしれないが。ここの表題の付け方次第では、被害者をあまり重視すると、基本的に人権は被害も加害ということではなくすべての人間にということが基本で、そこに国籍の問題も絡むといことでそこが今回の審議会の争点かなと思うが。ここの表題を配慮していただきたい。

・会長

事務局のほうで何かお考えは。

・事務局

ここではこのような表現にしているが、今、人権問題はすごい広がりを見せています。例えば、犯罪の場合には、刑を終えて出所した人の人権の問題もあるわけで、ここでは特に記載はしていないが、すべての人権問題を含むと考えています。

・A 委員

犯罪にかかわる人権問題などというかたちで、広く整理した方がいいと思います。

・会長

今後そのあたりについては十分に詰めていかななくてはと思います。次の質問はありますか。

・B 委員

記録で議事録署名委員は必要ないですか。

・会長

事務局はどうお考えですか。

・事務局

議事録というよりは、このような意見がありましたという会議録です。審議会の中で市は特に設定はしていないと思います。

・会長

会議録は残るのでしょうか。

・B 委員

その議事録が正しいかどうか、きちんとする必要があるのではないのでしょうか。普通は、議長と議事録署名人の印鑑を押したものを残すような形でいろんな会議をやっているとありますが。

・事務局

できあがったものはみなさんにお返しして確認していただきます。

これは公開されることになるので、それぞれ自分の発言の意図が正確に書かれているのかどうか、皆さんにお返しして了解を得たうえで公開します。確認の意味で、みなさんにお返しします。代表の署名ということでなく、皆さんに確認いただくということです。

・B 委員

他の会では議事録署名委員をつくってやっていますが、まあいいです。

・事務局

この会は公開を前提にしているのです。もちろん署名していただくこともできますが、みなさんに確認いただくという形でさせていただきたいと思います。

・会長

みなさん、事務局の考え方でよいですか。そのほかの質問を。

・C委員

条例の見直しポイントが資料に書いてあるが、この内容に基づいて審議の結果、条例の文言や名称が変わることになるのでしょうか。条例そのものがなくなるのでしょうか。

・事務局

今回諮問させていただく内容については、現条例を見直すということですが、その中には廃止も含んでいると理解していただいたらよいです。新しい条例については、これから出される意見に基づいて改正条例案を作成し、審議していただくことを考えています。

・事務局

補足をします。基本的には現在の条例をどう見直していくかということでとらえていただきたいと思います。廃止ということは全然考えていません。

・事務局

先ほど廃止もあると申し上げましたが、資料の自治体における人権条例をご覧いただくと、12ページの奈良市の条例が今年の4月から施行されています。奈良市では奈良市部落差別等あらゆる差別をなくすことをめざす条例を廃止され奈良市人権文化のまちづくり条例を新たに全部改正という形で制定されています。そういった意味で、廃止もありうるということです。ただし、ベースとしては現在の鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例を見直すということです。

・事務局

事務局の気持ちとしては、できれば今の条例を修正する形で出せばいいが、議論の結果や市の考え方を踏まえたいです。廃止して何もしないということはありません。よりいい形にすることで新たなものをつくるのか、修正を加えるのか、今後議論をしていただきたいと思います。

・D委員

奈良市の例は、条例の名称が変わったことで廃止という表現をしているのか、あるいは、まったく無しにしておいて、新しい条例を作ったのかわかりませんか。

・事務局

全部改正ということで、いったん廃止という手続きがあります。

・D委員

そういった意味合いの事務局の発言だったのでしょうか。

・事務局

全部改正もありうるという意味です。

・事務局

全部改正の場合、書類上の手続きでは、いったん廃止という形をとるので、そういった表現になったのです。全部改正にするのか、一部改正にするのか、よりよい条例をつくるために議論をしていただきたいと思います。

・C委員

いうまでもないが、部落問題は人間としてゆるされない理不尽不条理な差別であり、被害者は過酷な被害にあっており、同対審答申でも我が国で最も深刻な社会問題とされています。これは、我々にとって、人間の権利にかかわり、尊厳にかかわる問題であるので責任があると思います。

我々、委員は大事に議論をして、みんなが納得できるような結論をだしていきたい。事務局も慎重丁寧に情報提供していただきたい。委員の皆さんに十分な議論の場を保障していただきたいです。

・会長

あくまで、見直し方向は、事務局の答弁でよいですか。初めから全面改正ということではなくて、現条例を見直す中で修正もあるし、場合によっては全面改正もありうるが、それは審議を進めていく中で考えていくことですので。

・E委員

特別積極的に言うわけではないが、同和対策審議会という名称は固定化されているものですか。人権という名称にかわる可能性はないのですか

・会長

事務局から説明を。

・事務局

今回の審議会の設置根拠は、現在の条例を根拠に設置しています。設置した審議会がその根拠である条例を見直ししようということですが、今後審議の過程で、審議会の名称を例えば人権施策審議会とか人権施策協議会に名称を変えて残すということについてはあり得ると思います。現条例によって設置したものであるので、現在は同和対策審議会となっています。

・E委員

そこからの出発だということですね。それから、A委員が言われた条例の理念の部分、すべての国民は法の下に平等であるということは日本国憲法にはそう記載されているかもしれないが、確か英訳ではP e o p l e ですよ。決してN a t i o n ではない。私は外国人で国籍が違いますから、日本国憲法で庇護されていないので、鳥取市条例では庇護されていないということになりますから、この文言について検討していただきたいです。

・A 委員

確かに成立過程から見たときに、上位法である日本国憲法をどのように理解するかは、大変重要なことです。県の条例は、ここに気をつけて、今日の資料の13ページでは「国民」という言葉をあえて出していないです。日本国憲法をだしていても、人類普遍の原理というそっちの問題が憲法に貫かれているということに重点をおいて、どの文言を憲法の本質として使うのか。そのことで県と市の条例で違いがあります。いろんな考え方、やり方があると思います。

・会長

この辺の考え方は事務局どうですか。

・事務局

審議の中で協議していただいたらと思います。

・会長

その他ございませんか。

・F 委員

4ページの見直しの方向性の1つ目のことです。提案のみだしは、同和対策総合計画の策定等についてとなっています。しかし、この中身で言うと、『一般施策により同和行政を推進することとします。』となっていますが、手法の問題と提案のみだしとがかい離していると思います。同和行政を推進することとしますというのは、具体的な手法、具体的にどのようにやっていくのかということにかかってくるものですよね。策定等についてというところの、策定についてもどうするかということを検討してほしいということが見直しの方向という意味でとらえたらいいのか。そういう意味でとらえると、あらゆる人権課題の解決に向けてということですから、せめて人権施策基本方針にうたってあるすべての課題について総合計画を作るべきではないかというのが私の考え方です。それが質問と意見ということでの1つ目です。

二つ目の観点でいうと、私が感じるのは、『人権の尊重』とか『人権をより伸展するために』という言葉を使いますが、これが、心がけの問題、意識の問題ということで、啓発だけの課題ということにとらえられがちなところがあります。人権意識の高揚を図るのは大事ですが、人権課題の解決というのは意識の問題とネットワークと、もう一つは具体的なさまざまな差別や人権侵害の課題を解決する施策が必要であると思います。そういう意味では、2のあらゆる人権課題解決の取り組みを推進することということで、基本方針には様々な取り組みをやりますということは書かれているが、今後検討する上で、ここに書かれているさまざまな課題について、どんなことをやってきて、何が課題としてあって、何が必要なのかを資料提供してほしいです。それが課題解決に向けて審議会委員が検討する材料になるのではないかと思います。これは意見と要望です。資料がほしいという要望です。

つぎに、方向性の4つ目の市民と行政の協働により人権行政を推進することと書いて

ありますが、私自身は、人権行政を推進するのは、まさに市だと思っています。ただし、人権という取り組みを伸展させていったり、より充実させていくところに市民との協働があると思います。そういった意味で言うと、『人権行政を推進すること』といった書き方はどうなんだろうかと、少し違和感があります。私の感想といったことになるが、そう感じています。

それから次に、これは要望ですが、事務局から3. 4. 5は人権施策基本方針に書かれていますということですが、最近市民と行政の協働といわれますが、その形が見えにくいです。具体的にこんなことがということがあれば、事務局なりに考えていることがあれば教えてほしいです。それから5. の『すべての人が』というところは、先ほどの他の委員からもありましたが、私たちが目指す考え方、国際人権等に照らして具体的にこんな考え方があるということ、私たちが共通認識する必要があると思います。

・会長

ありがとうございます。たくさんありましたけれども、事務局の見解をよろしく願います。

・事務局

一つ目が「すべての人権課題を総合的な計画としたらどうですか。」というご意見だったと思いますが、市としては、鳥取市第8次総合計画の中で、経費的なことソフト的なことを5年先の計画を立ててやっているわけですし、一般対策になったということでもありますので、今後はこの総合計画、時期は平成23年度から始まる、第9次総合計画ということになりますが、この中に位置づけまして、そして人権施策を推進していきたいと、それはすべての人権を、ということでもあります。

二つ目ですが、人権教育・啓発について推進していくのは鳥取市人権施策基本方針というのを策定しておりますのでこの中で推進していきますが、人権侵害に対する救済の話についての質問だと思うんですけども、これにつきましては、県が条例を作ろうとした経緯もありますし、これから民主党政権になって新しく人権侵害救済法を国会に提案をするということも出てきておりますので、今回のこの条例は人権侵害の救済とは別のものであるというふうに考えていただきたいと思います。この条例はあらゆる人権問題の解決を目指すということで、人権侵害を救済しようとするものでなく、市民と行政がそれぞれの責務をここで明確にして一緒に取り組んでいきたいと思います。差別をなくすることに取り組んでいきたいと思いますという基本的な考え方を示す条例だと思っています。そこはご理解をいただきたいと思います。

それから、人権施策の取り組みの実績とか資料についてです。平成19年に第4次同和対策総合計画を策定しまして、今年が3年目となりますが、これにつきましては実績等を把握して検証していかなくてはならないと思っております。それから人権施策基本方針につきましても、3年目ということで見直しが必要となってくると思っております。ただ今現在は人権施策基本方針・同和対策総合計画に基づいて推進しておりますので、

平成 22 年までに次の検証をしなくてはならないと思っています。

それから、人権行政を推進することと協働との違和感があるということだったと思いますが、人権に関して市民との協働については、例えば各地区でまちづくり協議会というのが立ちあげられておりました、その中で人権の部分に関してもまちづくり計画の中に盛り込んでおられるというところがあります。それぞれの地区が自主的にしておられることですが、これは各地区にある人権啓発推進協議会等といった団体の取り組みもあってのことかなと思っておりますけども、具体的には市民との協働といえそうといったことが挙げられます。

・会長

今も出ておりましたけれども、やはり啓発というのは、停滞している活動を他からの刺激によって活性化させるという意味合いが強いと私は考えているのですけれども、協働という組織がどの地区にもできていますが、一番大事な「いかにどのような刺激をあたえるか」という点がもやもやしているわけなんですね。そのあたりをしっかりと踏まえていくことがこれからの同和対策には必要になってくるのではないかと私は考えています。

今の市民のみなさんの意識なんかを見ましても、過去の人権・差別についての意識が非常にあるようで弱いんです。やっぱり過去のそういうことに怒りをもって、怒りを根付かせて、そのうえで攻めていくことが必要でありますし、そういう取り組みをしていかねばならんと思っているんですけども。

・G 委員

条例の名称ということにつきましてお尋ねします。鳥取市では平成 6 年に条例が施行となっておりますが、奈良県奈良市では平成 21 年 4 月 1 日に「人権文化のまちづくり」となっています。この「人権文化」という文言が今よく出てきます。人権西日本夏期講座にも出ましてですね、今は協働のまちづくりといわれていましたが、この文言が今の新しい時代に必要だと思います。奈良では現在の鳥取市のような「差別をなくする～条例」が廃止されたと書いてありますね。そして新しい「人権文化のまちづくり条例」が施行されている。また、なぜ人権文化のまちづくりが必要なのかということがきちっと堂々とうたってあるわけですね。そういうことで、名称は在来のものを検討するということですが、角度を変えて、平成 21 年に奈良がつくったような、「協働のまちづくり・人権文化をつくっていく、そしてあらゆる差別を解消しなかったら人権文化はできないのだ。」といったことが、しっかりと市民に、みんなにわかるような名称はどうですか。他は「人権尊重のまちづくり」がほとんどですが、「人権尊重」は何回も出てきている気がしますので、やっぱり「人権文化」が入りたいんです。そういう条例の名称にならんものかなと思います。ご判断、お考えをお願いします。

・会長

これは要望ですね。これについて事務局で今現在お考えをもっていますか。

・事務局

今は持っていません。みなさんで議論していただいたものを、答申という形で市長宛てに返していただければと思います。いろんな意見を出していただいて幅広い議論をしていただければと思います。

・C委員

事務局に質問があります。この「部落差別をはじめあらゆる～条例」の見直しにかかわって、鳥取市の男女共同参画推進条例がありますね。これには基本計画をつくったり、必要な調査をしたりするというものですが、かなり「部落差別をはじめあらゆる～条例」と同じような条例があると思います。この「部落差別をはじめあらゆる～条例」の見直しとのかかわりで、この男女共同参画推進条例の取り扱いはどうなりますか？

・事務局

男女共同参画条例は、男女共同参画社会基本法という法律に基づいてつくっているものでありますが、これからつくろうとしている市の条例は根拠法がないわけです。よりどころは憲法ということにして、その憲法に基づいてあらゆる差別に対応した条例にしたいということですので、すこし違うところがあると思います。

・C委員

たしかに国内法を根拠にしたところはありますが、たとえば、国際条約等で人種差別撤廃条約があります。これには日本政府との議論があったことは事実なんですけど、あの人種差別撤廃条約が禁止している差別のなかに部落差別が含まれているんです。こういう部分がやっぱりあるんですね。国連との間に議論があったんですけどもね。しかし、そういう位置づけをすべきだと我々も思っています。

それから人権教育・啓発の推進に関する法律の中に、同和問題を意味する文言がむしろ憲法14条の条文よりも先にきている。そこに法律の中の意味するもの、同和問題を非常に重視しているということが暗に含まれているわけですわね。いろんなものを丁寧に見ていくと、同和問題を軽々にあつかってはいけないというのが随所にみられます。ですから、そういったところをしっかりと踏まえていただいて大事にしてほしいと思います。

・会長

よくわかりました。そのあたりを踏まえながら、この審議会でも進めて参りたいと思います。事務局の方も先ほどの意向を考慮していただければと思います。

・事務局

同和問題を軽視していることではありません。ただ、すべての人権問題に対応した条例を、ということでございます。

・H委員

ただいまのことですけれども、部落差別だけでなくいろいろな問題を根拠にして、段々と人権問題を我々は学んで進んできたわけですね。今、同和問題を軽々しく云々ということを言われていましたけど、説明もありましたが、そうではなくて、いよいよ最終

解決の段階にあるわけですね。最終段階にきちっとかじ取るには、いつまでも「同和問題・部落問題をはじめとする…」ということをやっていたのでは、なかなかそのゴールにたどり着けないと思います。市のやり方は間違っていないと思います。「広くすべての人権を…」これを取り組んで初めて部落問題の解決も可能になると私は思います。

今現在、毎日自殺者が 100 人近くあるわけですね。こういう時代に、ちょっと会長さんと言われていたけども、「過去の差別に怒りをもって～」なんていう発想は、私は反論したいと思います。現に、今毎日の生活が危うい人はわんさというわけですね。それから会長さんが委員長しておられた「国際人権なんとか」の勉強会に、奈良教育大学の鳥大におられた生田さんがこられました。彼は、人権保障を考える視点として、2つあげておられました。非常にわかりやすいので納得しました。「一つは、自分の生活が安心・安全であるかどうか。安心した安全な境地におれるか。二つ目は明日の暮らしの目当て、これからの希望がもてるような状態にあるか。」ということをお願いされました。参加された方も非常によく理解されていました。いまさらながらだけれども、「人権」というものはなんとなくわかっているようで、人権、人権といっているだけでね。もっと具体的に今のことに照らし合わせて考えるべきではないかと思っています。

みなさん「部落問題はなくなったから人権ちゃんはもういいだろう。」とよく言われる方がいるんですが、こういうことが、鳥取市がこれまで進めてきた啓蒙のなれの果てと申しますか、結果だろうと思うんです。鳥取市は人権・部落解放・差別問題に取り組んできたにもかかわらずです。今日提案になっている条例ですけども、私不勉強ですけども、さらさら見たことがないんです。そして全市町村条例が出来上がったというのは鳥取県だけでしたでしょうか。非常に珍しい鳥取県なんですけども、果たしてこの条例がどこまで有効につかわれたのかなと思います。思い切ってこれができた頃からの復習を試みたいかと先ほどから思っておるんです。それがやっぱり必要なんじゃないかと思えます。事務局はこれを変えたらということですけども、それを言われるのもわかります。

この条例見直しの方向性 1 番ですけども、一般施策に移行したとあります。ただ「一般施策により同和行政を推進する」という文言が誤解をまねくと思います。今、「同和」という言葉は、私は一種の差別語だと思うんです。「部落」とか「同和」だという言葉です。たぶん地区の人達も「早く同和なんて言ってほしくない」と思っておられると思います。「同和」という言葉が残っているのは、今は市役所だけではないですか。ちがいますか。なぜまだ残っているのかと不思議に思っています。これは感想です。

・ F 委員

すいません。H 委員さんのとらえは、ちょっと読み違いがあるのではないかと思います。私自身は今回 H 委員が言われるように、なにも「部落問題だけを特化してやれ」とは思っていないです。

ただし、この中であらゆる人権の課題と言っているけど、じゃあ人権の課題をいかにどうとらえているのかという問題もありますよね。そしたらそれを解決する、それらを

網羅した条例というのは、具体的にはどういうビジョンを描いているのだという課題がありますよね。それで「人権施策基本方針に載っています。」というふうに言われたから、人権施策基本方針に載っていることがどれだけ推進されて、どんな課題があって、何をどうしていくのかということが示されないと、網羅したというものに行きつかないのではないかとということが3点目の質問です。それで資料をお願いしたいということを要望したのです。

そして、C委員が言われたのはそういったことを含めて、「国際条例であるとか、日本国憲法であると、県の条例であるとか、様々なことを網羅して検討していく必要があります」ということを言われたかったのだらうと私は思います。

ここからは私の要望でもありますが、C委員が男女共同参画推進条例を一例に出されましたけど、例えば人権施策基本方針では、女性の人権とか、障害のある方の人権問題とか、子どもの人権問題とか、高齢者の人権問題とか、外国人の人権問題とか、様々ありますよね。そしたらこれらにかかわる鳥取市が定めている条例とはどんなものがあるのか。それらを参考にしながら、これらを網羅する条例の在り方というものを考えてもいいのではないかなと思います。それは町づくりの条例であろうとなんでであろうとです。これに必要なというものは、やっぱり資料提供していただき、検討していくという方向がいいのではないかと思います。C委員の意見を聞きながら、これは検討に値するのではないかと思ったので、資料があればいただきたいと思いました。

それと、部落差別に関する問題だから「部落問題」というふうに私たちは言っています。

・会長

それでは、I委員

・I委員

みなさんの意見を聞いていて、それぞれの思いがあることは事実なんですけどね、私は部落差別（同和問題でなくて部落差別）がどういうことでおきてきたかという歴史というものは、日本の中で過去の歴史をきちんと踏まえた上での問題意識をもたないといけないと思います。障害者の人権だとか、そういう人権というものはありますけども、部落差別というものは日本固有の差別であるということを、しっかりと踏まえていかなければならないものだと思います。だから、人権だということで、十把一からげで問題解決するというのではないように自分自身は感じているものですから、そのところをもう一度みなさんも一緒に考えていただいた上でのこれからの議論にしていければと思っています。

・会長

ありがとうございました。

・C委員

関連して、補足としていただきたいなと思います。やはり、部落問題のみならずどの

人権問題も非常に大事だと私は思っています。だから部落問題だけ特別扱いをしてほしいということではないのですが、しかしまた、そういう意味もあるような気がする。なぜかと言いますと、部落差別にはいろいろな複合差別が絡んでくるんです。ですから女性の人権侵害も、障害のある人の人権侵害も、あるいは高齢者の人権侵害も、みんな部落の中にすべて包含されていると思うんです。私は実態を正確に把握していませんので、軽々なことは言うてはいけないと思うんですけども、やはり被差別部落の中に、そういう自殺の問題も、あるいは障害のある人の問題も、女性の人権問題も、そういうものが凝縮されているのではないかなと思うんです。ですから、そういう意味では、『部落差別を受ける被害者にはそういう複合的な人権侵害・差別というものがつきまとっている』という現実を踏まえたうえで、議論して施策をつくっていくということでない、実態からかい離したことになるような気がしてならないのです。

人権尊重はだれも否定のしようが無い表現であり、そういうものだと思うんですけども、現実にはやはり、総論賛成・各論反対ということがでてくるんですよ。私たちは地域でひしひしとを感じるんですけど、やはり部落差別はまだまだ深刻な状況であります。むしろ被害者よりも加差別の現実というものを我々がよく分かっていると思います。ですから、そういう意味では、他の人権問題を軽く扱って、同和問題だけ特別扱いをしろということではないんですけども、やっぱり表現としては同和問題を軽くあつかってはいけないということを私は言うておきたいと思えます。

・会長

他に意見がありますか。

・B委員

名称変更について資料に書いてあるが、実は簡単にできたわけではない。各地区のいろんな団体から、まだ同和問題は解決していないので名称はそのままにというところがたくさんあったわけです。さきほどの委員から「同和」という言葉がいつまでも・・・という発言があったが、現実はそのようなことがあって、もう一歩進んで同和から人権へという名称のもとに変えたということをご理解いただきたい。

・会長

何回も学習会でそのあたりを詰めたうえで、今の姿になっているわけです。決してこれでいいというわけではなくさらに見直しを進めていかなければなりません。その他の委員さんで何かご発言を。

・J委員

私は仕事柄、メディアの中での人権侵害がといったことを目にしている。メディアの中で起きている人権侵害も日々深刻な状況になっている。とても制止できないような人権侵害が繰り返されている。その結果、自殺、殺人事件あるいは自分の姿形がわいせつなDVDやホームページの表紙にのせられてしまうなど、生涯消すことのできない人権侵害が起きている。私が講演に出かけて行って話をして思うのは、ほとんどの方が知識

がない。知らない。保護者に話をしても、自分の子供が人権侵害を起こしているという意識が全くない。その時思うのは、多くの方に共通認識を持っていただいて、皆が自分自身の問題として取り組むことがいかに難しいか。行政と市民が協働して取り組む必要がある。私は県と協働してこのような活動をしているが、鳥取市にもぜひ後押ししてほしいとお願いにしているが、実際には動いてくださらない。やはり、市民が自分たちが自覚をもって活動したいときは、行政からの力強い後押しが大きな力となる。市民が行政と協働して活動していきたいと自覚を促すためには、まず行政に動いていただきたい。

・会長

それではもう一人。

・K 委員

同和から少し名称をかえて、もっと幅広く取り組むというのは賛成。過去に、会社をされていて、従業員として被差別部落の人を抱えてやってきた中で異様に感じた事がある。それは過去の歴史がいろいろあったからだと思うが、その当時いろいろな施策を講じられて、一般からみれば優遇されていたところが多々あったような気がする。それを既得権というかいまだに離さずにいるから、余計に皆と融合しにくいのかなと思う。我々は今までに圧力をうけてきた経験がある。戦後でしょうか、こういうのができたのは、60 年間になるわけですから、世代も相当変わってきているはず。差別される側も差別への取り組みを、もっと自分たちも自覚を持って取り組むというか理解をしていかないと、いつまでもたっても差別の解決が難しい問題だと思う。

全般的に障害者・高齢者などいろんな問題を抱えていて、今これを検討していくためには、具体的なものがないと審議していくのになかなか難しいのではないかと。具体的な資料をだしていただいて、現実にはこのような問題があるということを踏まえて審議していくべき。これまでのデータ資料提供を。想像できないようなことがあると思うんですが。普段、障害者の仲間たちで話す中でも、これはというような、本人にとっては気になるようなことを平気でいわれる。それは差別のはき違えではないかと言い、口論になる。いままでの、資料をだしていただきたい。

・D 委員

連合会の名称変更のことを申し上げた。52 地区あってそこで2年かかっていろいろな意見を頂戴しながら、最初から名称変更ありきとか、あるいはもう同和より人権と言った方がなじみやすいとかいろんな意見がありました。52 地区の中で、人権ということをしていいただいたことで名称を変えられたところも何地区かある。しかし、我々がたち上げてきたのは、部落問題の早期解決というか、そのことに対する啓発活動ができたから、市内では倉田地区で最初に組織され、その後次々と出来上がっているという経過もあるし、それぞれの地区の意見を聴きだした。それから、市民集会の名称変更にも足かけ3年かかって議論した。名称変更ありきで入ると、先ほどの委員も言われたが、他の人権

問題はどうでもいいとかそういう問題ではなく、よく考えてみると同和教育の中からいろいろな人権問題に気づき、掘り起こしてきたのではないかと思う。あまり言葉いじりみたいなことにこだわると、どこそこが変えたからとかではなく、本当に鳥取市での当初目標にしてきたところはどうなのかということ、頭に置きながら議論して行かなくてはならないのではなかと思う。

・G 委員

私も40年近く教員してきた中で、30年間は同和問題に携わってきた。同対審、地域改善等してきたが、どうにかして部落差別が解消されたいかと思ってきた。ただ、時代がずいぶん変わってきた。若い人に、あんた方は同和問題をどのように考えているのかと聞くと、「地区の、部落の関係のことだろ。」と逃げてしまう。被差別、差別だろうが関係なく取り組まなければならないが、はき違え、人権という言葉が走っている。「あらゆる差別」とは何かと若い者に聞くと、障がい者に対する人権問題が先に出てくる。部落差別はどうかというと、わからないという。自分たちは部落差別をしていない。仲良くやっているという。PTAはというと、小学校で同推委員をしていた方が、子どもが進学し中学校、高校になると、あれだけ仲良く同和問題を学習されていたのに、子どもの事についてけんかされたりします。

「人権」ではわかりにくい。ハンセン病の問題、水俣病、C型肝炎など身体の事に対する差別は多い。目に見えない差別、差別をしていないと言うが、それが差別なんだという事がわからない。長いこと取り組んできた中で、ネックはやはり部落差別。もう少し若い者の立場にたって、人権というものの考え方を変えていかなければならない。

・会長

今日は、審議を深めるというのではなく、審議を深める舞台づくりととらえている。今日、多くの貴重な意見を出していただいたので、これをもとにして次回から深める方向で進めていきたい。御了解いただきたい。

・H 委員

お願いですが、私は主権者を作るしか決め手にはならないと思っている。子どもの権利条約の件ですが、3、4年前に市役所でグループを作って勉強会をされたが、企業側から反対され、ぼしゃってしまったときいた。大事な子どもたちが今どのような状況に置かれているかという事を勉強し、子どもの権利条約も、できれば条例に盛り込んでほしい。県の条例廃止から、県の弁護士会が1年半かけて、1月にはモデル案を作るという事です。私も個人的に10人ほどのグループで具体的な例を挙げて勉強会をしている。

私は、決して部落問題を軽く思っているわけでない。部落問題から自分の生き方、価値観を変えさせてもらったと思っています。今、思っているのは子どもの権利を大切にするという事で、楽しい学校にしたいという気持ちでいる。

・L 委員

先日、小学校に人権学習の見学に行った。地域では人権協、人権擁護委員が7年目に

なる。人権に関わりながら学習している状況。教育の現場、先生がかかわる姿。家庭環境、地域の関係、そのようなことと関わっている中で、一言では言えない、時代の流れがあるでしょうし、あまりにも深すぎて、しかし、欠けてはいけない。少しでも前向きに、効果があるような会になればと思う。

・会長

だいたい、協議、審議は以上で終わりました、次回以降の会のスケジュールについて、事務局より説明を求めます。

・事務局

P7のスケジュールでもお示ししていますが、今後3回の審議を経て、来年8月に答申いただけたらと考えている。次回は1月に開催したい。

本日の資料10ページの様式で、条例改正についての意見という事で、来週くらい、各委員あてに送付させていただきますので、これについては現在の条例をベースに、条文のどういったところを、こういった理由で改正した方が良いと思われることについて集約させていただければと思っている。ご意見をいただきたいと思います。

12月20日を期限として集約をさせていただいて、次回1月の審議会には提出された意見について、改正条例案に盛り込むべきことの審議をしていただきたいと思う。その内容を受けて、その後第3回の審議会の時に、事務局で改正条例案を作成、お示し、さらに審議を進めていただければと考えている。

とりあえずは、10ページの様式で意見の取りまとめをしたいと思う。

・事務局

今日、各委員さんから出た要望についても取りまとめて、事前に資料を準備して事前に送付させていただきたい。

・事務局

今日いただいた宿題のできるものについて2回目の審議会の前に送付させていただきます。

・会長

ご了解いただけますか。今日いただいた意見を大事にしながら、次を進めていきたいので、御協力よろしくお願ひしたい。それでは、本日の会は閉会します。

《閉 会》